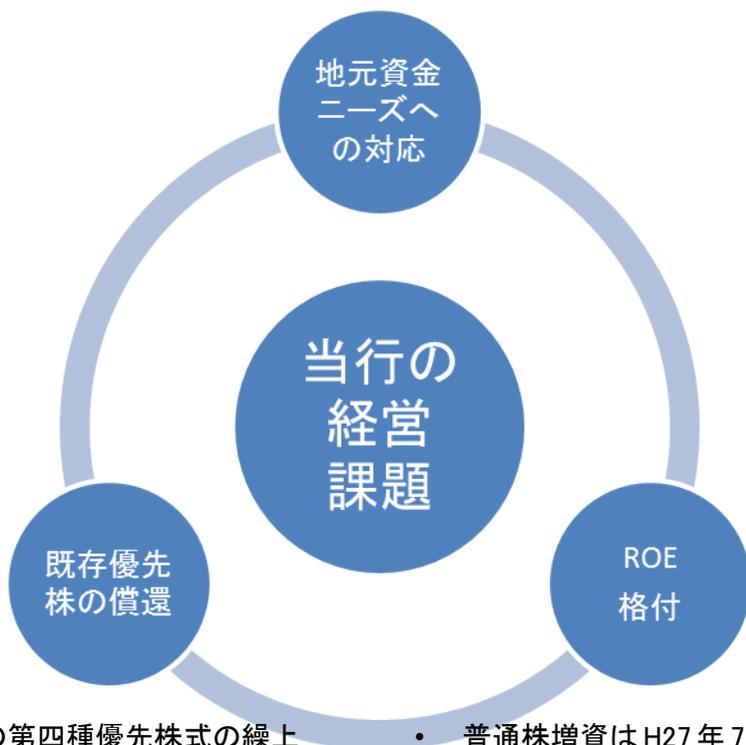


第1回第六種優先株式に関するご説明資料

第1回第六種優先株式発行の背景および目的

- 千葉県経済は依然として好調
- 地元金融機関としての円滑な資金供給と地方創生への貢献をさらに推進



- 既発の第四種優先株式の繰上償還を視野に
- 第四種優先株式配当負担の軽減による経営基盤強化
- 普通株増資はH27年7月に完了⇒貸出強化に大いに寄与
- 今後は普通株 ROE および格付の向上に資する資本政策手段が必要に

公募優先株式を活用した 更なる成長と経営基盤の強化へ

- 中長期的な資金ニーズへの安定的な対応
⇒優先株資本をベースにした
安定的な資金供給
⇒安定的な収益確保からの剰余金積立
による償還原資の積み上げ
- 発行時点で普通株式を希薄化しない資本政策手段
- 既存優先株の繰上償還及び配当負担軽減による経営基盤強化
⇒調達資本の一部を第四種優先株式の一部取得原資として活用
- 格付の維持に向けた取り組み
⇒第四種優先株式の取得資金を新たな優先株式で調達することにより十分な資本水準を維持。

第1回第六種優先株式発行の概要

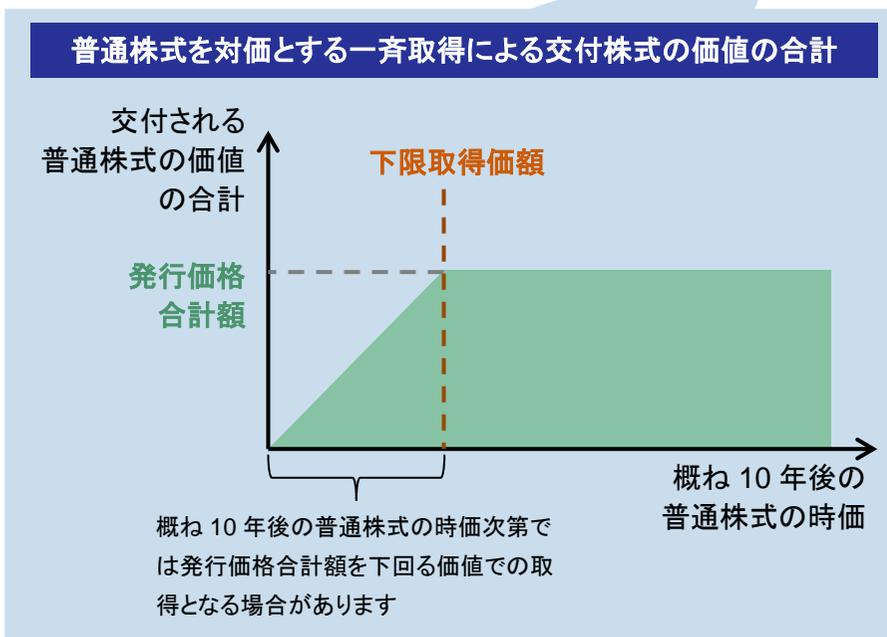
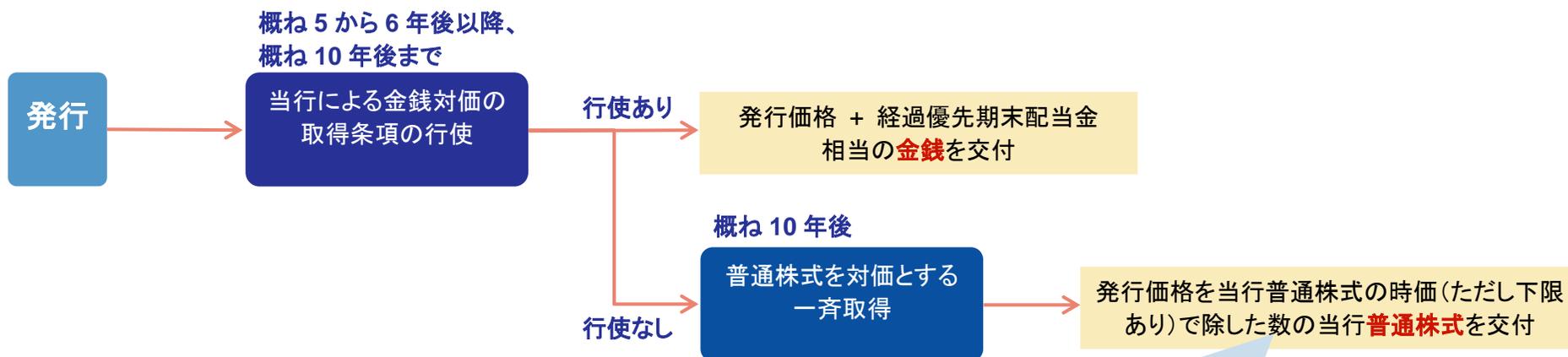
譲渡制限がありキャピタルゲイン等の機会が制限されますが、一定の配当率が付されており、また、金銭対価の取得条項が発動された場合には株価下落による損失リスクが軽減されます。

商品設計概要	
発行価格	平成28年11月下旬以降に開催予定の第1回第六種優先株式の発行に係る取締役会決議にて今後決定の予定
優先配当	優先配当の額の決定日（以下「配当利回り等決定日」といいます。）に決定予定の一定の配当額が支払われます（※1） 普通株式に優先、非累積型、非参加型（詳細については後段のQ&A項番10をご参照）
議決権	株主総会における議決権はありません ただし優先配当停止時等は、優先配当の金額を支払う旨の株主総会決議がなされる迄の期間、議決権を行使可能です
優先株主による取得請求権	ありません
譲渡制限・非上場	譲渡には当行取締役会の承認が必要です （但し、公開買付の応募や相続時等を除きます） 第1回第六種優先株式は非上場です
当行による金銭対価の取得条項	発行から概ね5から6年後以降に、 予め金融庁の事前確認を受けていること を前提に、発行価格相当額 + 経過優先配当金 を対価とする当行による取得が可能となります（※3）
普通株式を対価とする一斉取得条項	発行から概ね10年後にその時点の当行普通株式の時価を基準に 当行普通株式に強制転換されます （下限取得価額の決定方法は、発行決議に際して決定されます）

- ※1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式に準じた方式により、別途決定される仮条件（以下「本仮条件」といいます。）による需要状況等を勘案の上、配当利回り等決定日に決定される予定です。なお、本仮条件は、事業内容、経営成績および財政状態等の当行の状況、市場環境、当行普通株式の市場価格、第1回第六種優先株式の配当金以外の諸条件、機関投資家等の意見等を総合的に勘案した上で、第1回第六種優先株式の1株当たりの発行価格相当額に一定の範囲の年率（※2）を乗じて算出した額に決定される予定です。
- ※2 一定の範囲の年率については、当行の資本政策、当行の事業との類似性を有する発行体のクレジット・スプレッド、第1回第六種優先株式の商品性の概要等を勘案し、平成28年10月20日（発行登録書校了日）現在において、概ね年率約2%から約3%の範囲内を想定しておりますが、本仮条件の決定時における当行の状況及び市場環境等により、上記の範囲内に含まれない年率を下限又は上限とする場合があります。
- ※3 金銭対価の取得条項に基づき、第1回第六種優先株式を取得すると引換えに交付される金銭の額が、一斉取得日における当行の分配可能額を超えているときは、当行は第1回第六種優先株式を取得することはできません（会社法第170条第5項）。

第1回第六種優先株式の取得条項について

第1回第六種優先株式には、金銭を対価とする取得条項と普通株式を対価とする一斉取得条項が付されています。



※金銭を対価とする取得条項および普通株式を対価とする一斉取得条項の詳細は第1回第六種優先株式の発行決議時取締役会にて決定する予定です。

※普通株式を対価とする一斉取得に際しての下限取得価額の決定方法も発行決議時取締役会にて決定の予定です。

第1回第六種優先株式の発行日程

発行の詳細日程は、2016年11月下旬以降に開催予定の当行取締役会における発行決議において決定する予定です。

時期 / 予定	手続
2016年10月21日(金)	<p>取締役会にて以下を決議</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 第1回第六種優先株式の内容の一部 ◆ 第1回第六種優先株式の発行に係る発行登録
<p>第1回第六種優先株式の発行 に係る取締役会決議 (2016年11月下旬以降)</p>	<p>取締役会にて主として以下の事項を決議予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 第1回第六種優先株式の発行 ◆ 第1回第六種優先株式の募集事項の一部 ◆ 第四種優先株式に係る自己株式取得の決議 ◆ 第1回第六種優先株式の譲渡の承認に係る権限の代表取締役への委任及び当該承認に係る基準の策定
配当率の仮条件設定	<p>取締役会にて主として以下の事項を決議予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 配当利回り等の仮条件決定
ブックビルディングの実施	
配当利回り等決定日	<p>取締役会にて主として以下の事項を決議予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 配当利回り等の決定
第1回第六種優先株式発行後	第四種優先株式の自己株式取得予定

第1回第六種優先株式の実質的繰上償還（金銭対価の取得条項）に関する当行の考え方

- 本優先株式については発行後概ね5から6年後以降において、一定の要件のもと、当行が金銭対価により本優先株式を取得することができる取得条項が付されており、その要件を満たす場合には、当行の判断により実質的な繰上償還が可能となっております。
- 本優先株式の発行によって、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要な自己資本の拡充を図るとともに、金銭対価による取得条項の行使が可能となる日までに着実な剰余金の積み上げを図ることにより、当該行使可能日以降において本優先株式の金銭対価による取得を実施することで、一斉転換条項による普通株式への転換による既存普通株主の株式価値の希薄化の回避に努めてまいります。
- 金銭対価の取得条項に基づき、第1回第六種優先株式を取得するのと引き換えに交付される金銭の額が、一斉取得日における当行の分配可能額を超えているときは、当行は第1回第六種優先株式を取得することはできません（会社法第170条第5項）。なお当行の平成28年3月末現在における分配可能額は563億円であります。

第1回第六種優先株式の引受証券会社について

- 本優先株式はみずほ証券株式会社および岡三証券株式会社によって引受・販売される予定であります。

第 1 回第六種優先株式に関する Q&A

	ご質問	回答
1	優先株式とは何か	<p>優先株式とは、種類株式の 1 つであり、種類株式とは、株式会社が剰余金の配当やその他の権利内容が異なる 2 種類以上の株式を発行した場合における当該各種類の株式を言います。一般的に、配当金または剰余財産の分配を普通株式よりも優先的に受取ることが出来る株式のことを優先株式と呼んでいます。</p> <p>第 1 回第六種優先株式は、普通株式と異なる商品性となっており、配当金及び剰余財産分配における普通株式に対する優先性のほか、譲渡制限付きで非上場という点が大きな特徴です。</p>
2	第 1 回第六種優先株式発行の目的は何か	<p>第四種優先株式については金銭対価による取得条項の行使機会が限定されていることも考慮し、今般発行する第 1 回第六種優先株式の発行による調達資金の一部を第四種優先株式の一部取得のための資金に充当することによって、第四種優先株式に係る普通株式対価の取得請求権の行使可能期間が開始する前に、計画的に第四種優先株式の一部を償還することが当行普通株式に係る希薄化防止と配当負担の軽減による当行財務基盤の維持・向上に資すると考えております。また、千葉県経済は依然として好調であり、地元金融機関としての円滑な資金供給と地方創生への貢献をさらに推進するためには、更なる資本の充実が必要です。昨年 7 月に実施させていただいた公募増資に加え、新中期経営計画に基づき、業容拡大期における更なる顧客基盤の拡大を実現するために、中長期的な財務基盤の強化をさらに図ることが重要となります。既存普通株主の株式価値の希薄化を一定程度回避しつつ、資本の維持・向上を図る観点から、発行時点で普通株式の発行株式数が増加しない資本調達手段として、第 1 回第六種優先株式の発行によることといたしました。</p>
3	第 1 回第六種優先株式の発行はいつ頃を予定しているのか、なぜこのタイミングでの発行登録を実施したのか	<p>具体的には未定ですが、必要な条件が整い次第、市場環境等を勘案し本年 11 月下旬以降に開催予定の取締役会において決定したいと考えております。第 1 回第六種優先株式の募集に先立ち、その商品性や、当行の資本政策について投資家及び株主の皆様にご理解を頂いたうえでの発行が望ましいと判断し、今回の発行登録を実施させて頂きました。</p>
4	発行登録とは何か	<p>発行会社が、有価証券の募集・売出しを機動的に実施できるようにするために予め当局に登録をしておく金融商品取引法に基づく手続のことを発行登録といいます。</p>
5	発行予定額を 120 億円（上限）とした根拠は何か	<p>発行登録書における発行予定額は、想定される資金用途等を考慮し、引受証券会社と相談の上で記載しておりますが、実際の発行額はまだ決定されておられません。発行額の決定に当たっては、当行の長期的・持続的成長に向けた経営資源投入および第四種優先株式の一部取得・消却に向けた所要資本規模を勘案の上で、発行決議日以降の投資家の需要状況、市場環境等を勘案しながら総合的に判断し、決定する予定です。</p>

	ご質問	回答
6	なぜ第三者割当ではなく一般募集での発行を予定しているのか	2012年に実施した第四種優先株式の発行時には、第三者割当の手法により調達いたしましたが、それ以降の当行業績および格付がA-まで向上したことを鑑み、今回はより幅広い投資家層から調達させていただく一般募集での発行が望ましいと判断いたしました。
7	なぜ、第1回第六種優先株式は非上場かつ譲渡制限付なのか	第1回第六種優先株式の想定発行規模が最大120億円にとどまることに鑑み非上場とすることを判断しました。また、日本証券業協会の規則上、非上場株式の公募に際しては譲渡制限を設けることが求められているため、譲渡制限付としております。非上場かつ譲渡制限付とすることにより、長期保有の促進や長期保有株主の正確な把握が可能になるものと考えております。なお、本種類株式の株主は原則として株主総会での議決権を有しないため、上場されている普通株式の株主によるコーポレート・ガバナンスを害することもないものと認識しております。
8	譲渡制限付とはどういうことか、譲渡制限の解除事由としてどのような内容を想定しているのか	<p>第1回第六種優先株式には譲渡制限が付されており、第1回第六種優先株式を自由に売買することはできません。譲渡するには当行の取締役会の承認が必要となりますが、下記の場合には取締役会の承認を必要としません。</p> <p>① 第1回第六種優先株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付が開始された場合において、当該公開買い付けに応募し、第1回第六種優先株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるとき</p> <p>② 相続により第1回第六種優先株式を取得するとき</p> <p>上記の他、第1回第六種優先株式の譲渡による取得について、取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任することとしておりますが、当該承認権限の代表取締役に対する委任及び一定の基準については、第1回第六種優先株式の発行決議時の取締役会において決定する予定です。</p>
9	配当金はあるのか	配当利回り等決定日に決定される年率による毎年一定額の優先配当金の支払を予定しております。
10	非累積型、非参加型とは何か	ある事業年度において支払う優先配当金の額が予め定められた優先配当金の額に達しない場合にその不足額が翌事業年度以降に累積しない優先株式を「非累積型優先株式」といいます。所定の優先的な利益配当および残余財産の分配を受けた後に、更なる配当や残余財産の分配を受けることができない優先株式を「非参加型優先株式」といいます。
11	いつから換金できるのか	<p>第1回第六種優先株式には譲渡制限が付されていることから、原則として取締役会の承認なくして売却・譲渡することはできません。もっとも、発行から概ね5から6年後以降、当行の選択により金銭を対価とする取得条項の行使が可能となっており、かかる取得条項が行使された場合には、第1回第六種優先株式の取得と引き換えに、発行価格相当額に経過優先配当金相当額を上乗せした金銭が交付される予定です。</p> <p>また、金銭を対価とする取得条項が行使されなかった場合には、発行から概ね10年程度を経過する日に普通株式を対価とする第1回第六種優先株式の一斉取得がなされる予定となっております、か</p>

	ご質問	回答
		<p>かる一斉取得が実施された場合には、交付された当行普通株式を売却・譲渡することにより換金が可能となります。</p> <p>なお、第1回第六種優先株式には、金銭又は普通株式を対価として、株主が当行に対して第1回第六種優先株式の取得を請求できる取得請求権は付されておりません。</p>
12	金銭を対価とする取得条項とは何か	<p>種類株式の内容として、一定の要件のもと、種類株式の発行会社が、種類株主に対して金銭を対価として交付することにより、当該種類株式を取得することができる、発行会社の権利であり、「繰上償還権」と呼称されることがあります。第1回第六種優先株式について言いますと、発行から概ね5から6年後以降、当行取締役会の決議によって発行価格相当額に経過優先配当金相当額を加えた金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の全部または一部を取得することができる規定です。詳細は第1回第六種優先株式の発行決議時に決定する予定です。</p>
13	普通株式を対価とする一斉取得条項とは何か	<p>種類株式の内容として、予め定める一定の日において、その時点で残存している当該種類株式の全部につき、当該発行者の普通株式に一斉に転換される旨の条項であり、普通株式を対価とする取得条項として規定されます。「一斉転換条項」と呼称されることがあります。第1回第六種優先株式について言いますと、発行から概ね10年後の一斉取得日に、その時点で残存している第1回第六種優先株式の全てを取得し、それと引換えに当行普通株式を交付する規定です。詳細は第1回第六種優先株式の発行決議時に決定する予定です。</p>
14	普通株式を対価とする一斉取得の場合における一斉取得価額はどのように決定するのか	<p>一斉取得価額については、一斉取得のタイミングの当行普通株式の時価相当額に設定することを想定しておりますが、決定の仕方の詳細は第1回第六種優先株式の発行決議時に決定する予定です。一斉取得条項が発動した場合、第1回第六種優先株式の株主は、第1回第六種優先株式の取得と引換えに、その保有する第1回第六種優先株式数に第1回第六種優先株式1株当たりの発行価格相当額を乗じた額を、「一斉取得価額」で除した数の当行普通株式を取得することになります。</p>
15	議決権は付与されているのか	<p>第1回第六種優先株式の優先株主は株主総会における議決権を有しておりませんが、今後決定される一定額の優先配当金の一部でも支払われないことが決まった場合には、議決権を有することとなります。一般的に、優先株式は普通株式と異なり議決権がない等の制限がある一方、配当金や残余財産の分配を優先して受け取ることができるものとされることが多いものと理解しており、今回発行を検討しております第1回第六種優先株式も同様の設計となっております。</p>
16	第四種優先株式の取得・消却スケジュールについてどのように考えているのか	<p>具体的には未定ですが、第1回第六種優先株式発行による手取金を第四種優先株式の取得に充当することに加え、現中期経営計画の着実な実行による収益積上げによって、第四種優先株式の取得請求権発生前での取得・消却を目指しております。</p>